

我が国における税制全体のグリーン化の状況等

— 目次 —

1. 環境関連税制の概況等	2
2. エネルギー課税関連	7
3. 車体課税関連	11
4. その他環境関連税制関連	17

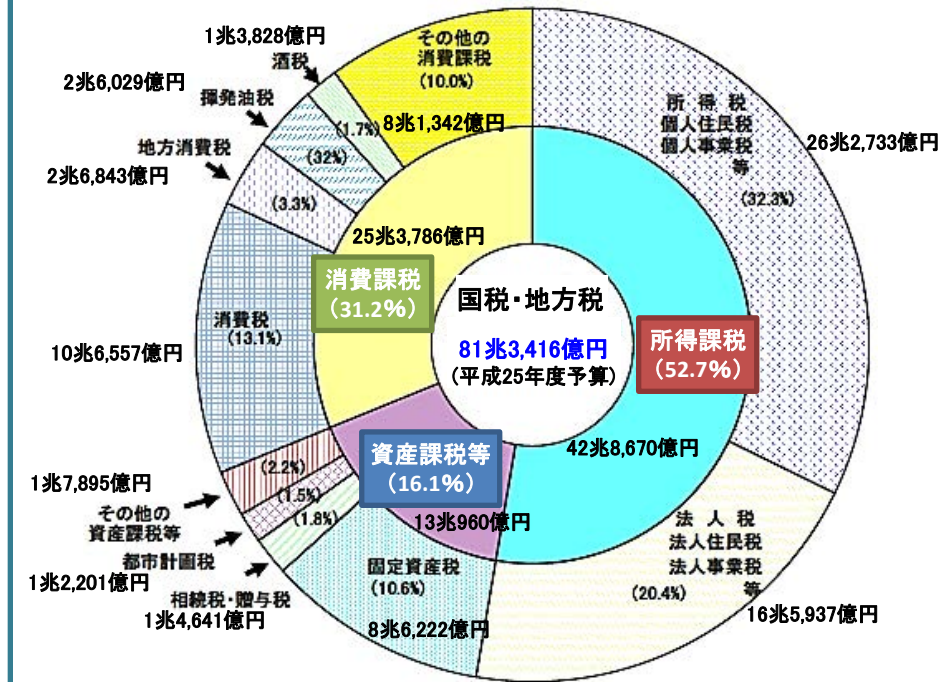
1. 環境関連税制の概況等

我が国の税制の概要

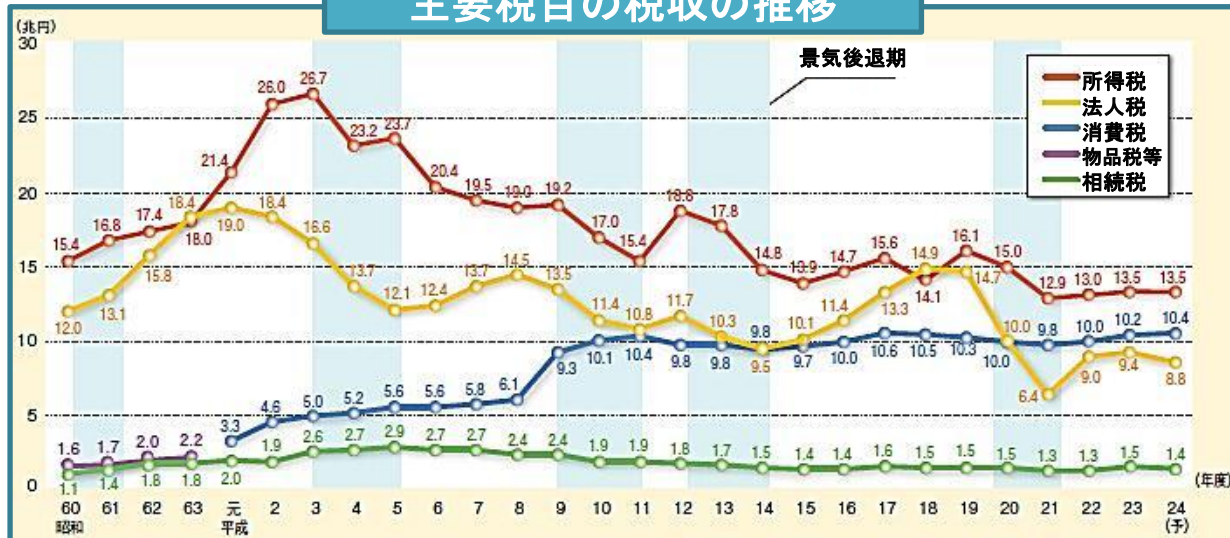
国税・地方税の税目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税 地方法人特別税 復興特別所得税 復興特別法人税	個人住民税 個人事業税 法人住民税 法人事業税 道府県民税利子割 道府県民税配当割 道府県民税株式等 譲渡所得割	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 軽油引取税 自動車取得税 ゴルフ場利用税 入湯税 自動車税 軽自動車税 鉱産税 狩猟税 鉱区税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 都市計画税 事業所税 特別土地保有税 法定外普通税 法定外目的税			

国税・地方税の内訳



主要税目の税収の推移



我が国の環境関連税制

エネルギー課税

税目 (課税主体)	課税対象	税率	税収 (H25年度予算)	使途
揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	48.6円/ℓ (本則: 24.3円/ℓ)	25,660億円	一般財源
地方揮発油税 (国)		5.2円/ℓ (本則: 4.4円/ℓ)	2,745億円	一般財源 (都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	17.5円/kg	220億円	一般財源 (税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取り で当該引取りに係る軽油の現実の納入 を伴うもの	32.1円/ℓ (本則: 15.0円/ℓ)	9,233億円	一般財源
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/ℓ ※H26.3までの特例税率 (本則: 26.0円/ℓ)	643億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の 空港対策費として譲与)
石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	・原油、石油製品 2,040円/kℓ ・LPG、LNG等 1,080円/t ・石炭 700円/t	6,500億円	燃料安定供給対策 〔石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を 図るための、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置〕
	地球温暖化対策の ための課税の特例	CO2排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10から施行。3年半かけて税率を 段階的に引き上げ ・原油、石油製品 760円/kℓ ・LPG、LNG等 780円/t ・石炭 670円/t	—	エネルギー需給構造高度化対策 〔内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの 需給構造の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等 の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置〕
電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1000kwh	3,300億円	電源立地対策 〔発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電 用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その 他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するため の財政上の措置〕 電源利用対策 〔発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による 電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置〕 原子力安全規制対策 〔原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行 政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。)]

計 4兆8,301億円

車体課税

自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査 自動車及び車両番号の指定を受ける届 出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 4,100円 ・営業用 2,600円 (本則: いずれも2,500円)	6,509億円	一般財源 (税収の407/1000は、市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
自動車税 (都道府県)	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・自家用 総排気量1.5~2ℓ 39,500円/年	15,497億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 4月1日に所有する軽自動車、原動機 付自転車等	[例]軽乗用車・自家用 7,200円/年	1,852億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 取得する自動車	・自家用 取得価額の5% ・営業用・軽自動車 " の3% (本則: いずれも3%)	1,900億円	一般財源

計 2兆5,758億円

環境関連の主な現行の税制措置

持続可能な社会

◇廃棄物の適正処理

- ・廃棄物処理施設に対する事業所税の非課税・軽減(課税標準の特例)
- ・ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)
- ・廃棄物処理事業に使用する軽油に係る軽油引取税の免除等

◇生物多様性の保全

- ・国立公園等に係る固定資産税の非課税
- ・国立公園等の区域内の土地を譲渡する場合の特例(譲渡所得の特別控除)
- ・国立公園特別保護地区等に存する土地を相続した場合における相続税の特例措置(物納劣後財産に該当しないものとみなす措置)等

循環型社会

自然共生型社会

◇地球温暖化対策のための税

- 石油石炭税の税率の特例(CO2排出量に応じた税率の上乗せ)

◇再生可能エネルギー促進

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

◇環境関連投資促進税制

- ・環境関連投資に係る投資型減税(法人税の特別償却等)

◇車体課税のグリーン化

- 環境性能に優れた自動車に係る
 - ・自動車重量税の見直し・エコカー減税
 - ・自動車取得税の軽減(エコカー減税)
 - ・自動車税のグリーン化特例(軽課・重課)

◇省エネ住宅等

- ・住宅の省エネルギーフォームに係る投資型減税(所得税額の特別控除)
- ・省エネルギーフォームをした住宅に係る固定資産税の軽減

◇バイオ燃料

- ・バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の特例(混和分の控除)等

低炭素社会

安全が確保される社会

◇低公害型社会の実現

- ・公害防止施設に係る事業所税の軽減(課税標準の特例)
- ・公害防止施設に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

◇東日本大震災からの復旧・復興

- ・汚染廃棄物等に係る処理施設の設置促進のための所得税等の特例措置(譲渡所得の特別控除)等

※ その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特別控除(R&D税制)がある。

地方における税制のグリーン化の状況

各地方公共団体における環境保全関連の税

(平成25年4月現在)

分野	課税措置の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市【計28件】	85※1
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税)	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県【計33件】	265※2
原発立地及び周辺地域の安全対策等	核燃料税(発電用原子炉への核燃料の挿入に課税【法定外普通税】)	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県【計11件】	40※1
	核燃料等取扱税(放射性廃棄物の発生等に課税【法定外普通税】)	茨城県	6※1
	核燃料物質等取扱税(ウランの濃縮等に課税【法定外普通税】)	青森県	146※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	鹿児島県薩摩川内市	4※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の保管に課税・【法定外目的税】)	新潟県柏崎市	6※1
その他	砂利採取税等(砂利等の採取に課税【法定外普通税・法定外目的税】)	京都府城陽市、神奈川県中井町、神奈川県山北町【計3件】	0.3※1
	乗鞍環境保全税(乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.2※1
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.1※1
	環境協力税(旅客船等により各村へ入域する行為に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村【計3件】	0.2※1
	歴史と文化の環境税(有料駐車場に駐車する台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.6※1

※1 総務省「平成24年度法定外税の実施状況」に記載された値をもとに作成。

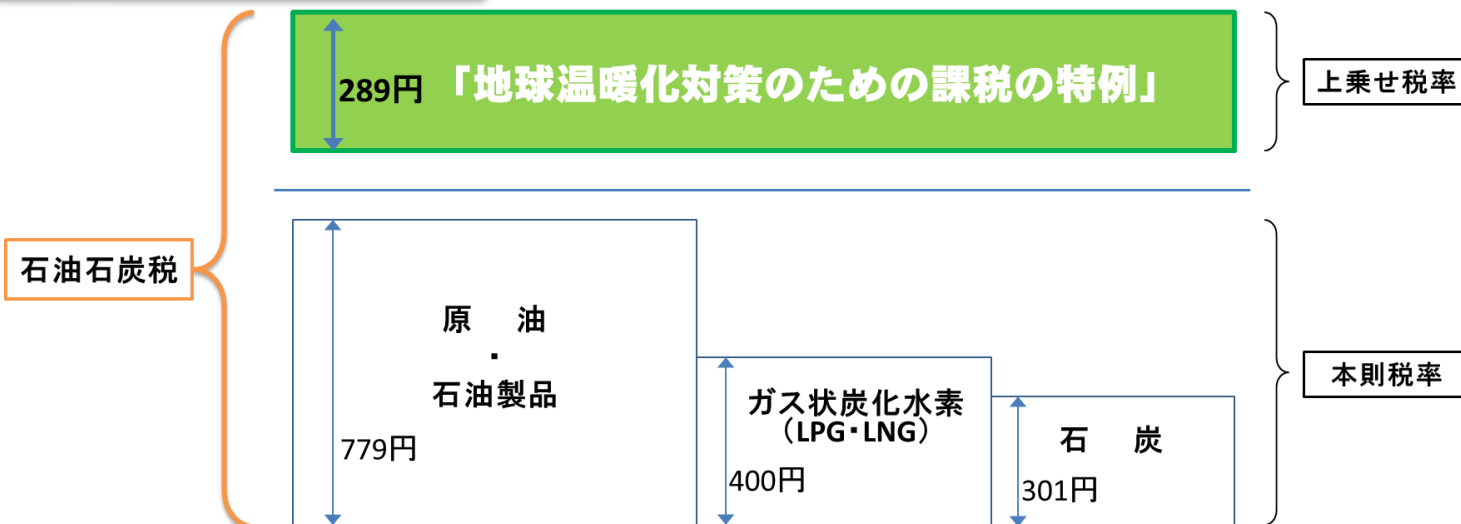
※2 森林環境税の税収額は各県のホームページに記載された直近の実績額または見込額をもとに作成。

2. エネルギー課税関連

地球温暖化対策のための税について

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

CO2排出量1トン当たりの税率



段階施行

課税物件	本則税率	H24年10/1～	H26年4/1～	H28年4/1～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率

税 収

初年度(H24年度)：391億円 / 平年度(H28年度以降)：2,623億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

地球温暖化対策のための税によるCO2削減効果

- 価格効果・財源効果を合わせたエネルギー起源CO2の削減効果は、1990年比で2020年▲0.5%～▲2.2%(約0.6千万トン～約2.4千万トンのCO2削減)が見込まれる。

地球温暖化対策のための税(*)によるCO2削減効果の推計

2020年	
価格効果	▲0.2% (約176万トンのCO2削減)
財源効果	▲0.4%～▲2.1% (約393万トン～約2175万トンのCO2削減)
計	▲0.5%～▲2.2% (約569万トン～約2350万トンのCO2削減)

- * 平成24年度税制改正で成立した内容を前提
- ・ 税率：289円/t-CO2(3年半かけて税率を段階的に引上げ)
 - ・ 税収：初年度391億円 / 平年度2623億円。

(注) 2020年の非課税時のエネルギー起源CO2排出量は、1,115百万トン。

(注) 価格効果については、最新の統計から推計したエネルギー消費に係る価格弾性値を用いて算出。

(注) 財源効果については、国立環境研究所のAIM(アジア太平洋統合評価モデル)の技術モデルを用いて、(1)費用対効果に優れた既存の技術から優先的に導入するケースと(2)税収の半分を長期的に効果が期待される施策に充て、残りの半分を既存技術の導入ポテンシャルに応じて均等に配分するケースの2パターンを推計。

(注) このほか、税導入によるいわゆるアナウンスメント効果なども期待されるが、今回の推計には含まれていない。

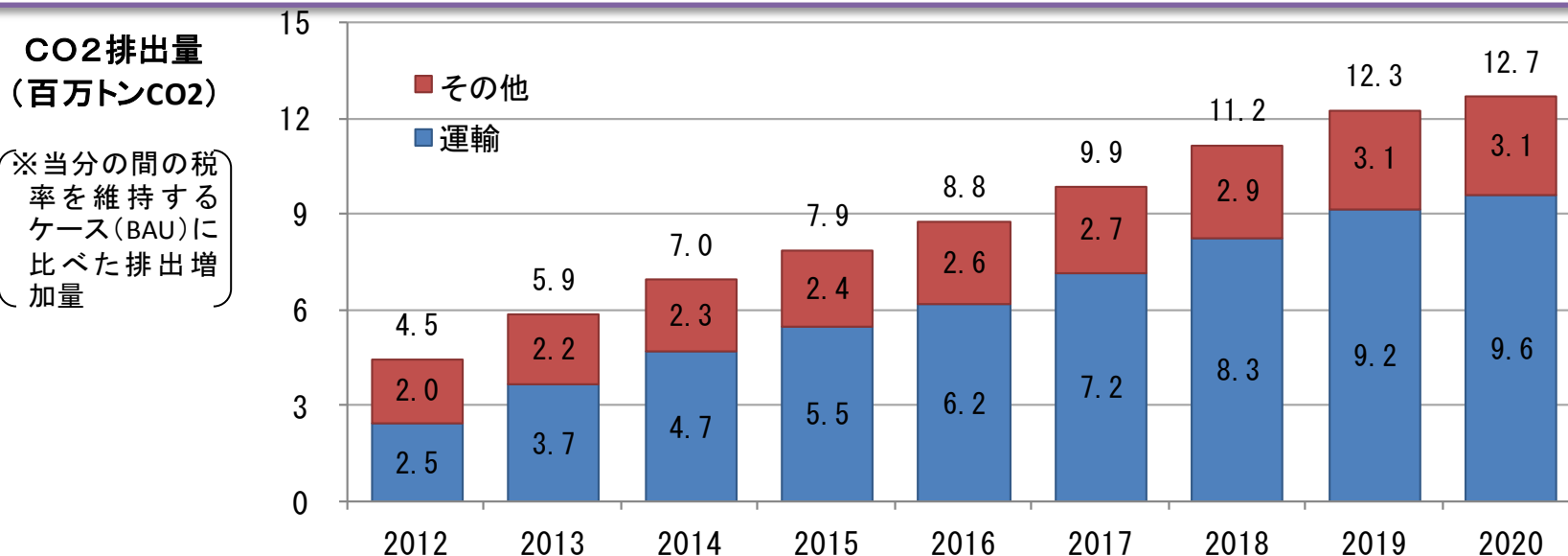
(注) 表中の数字の合計は有効数字の関係から必ずしも総数と一致しない。

出典:みずほ情報総研

揮発油税等の当分の間の税率を廃止した場合のCO2排出量への影響

- 揮発油税等の当分の間の税率の廃止は、それだけで実施すれば、CO2排出に相当規模の負の価格効果がある。2012年から揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間の税率を廃止した場合、CO2排出量は2020年には約1,270万トン(二酸化炭素換算)増加。これは、1990年のエネルギー起源の温室効果ガス排出量比で約1%に相当する。

揮発油税等の当分の間の税率廃止によるCO2排出量への影響試算(国立環境研究所(2011))



<試算の前提等>

- 本結果は、運輸部門におけるガソリン、軽油の需要が、揮発油税等の当分の間の税率を廃止した後にそれぞれの価格弾力性をもとに変化することを反映させた経済モデルを用いて2011年に試算した結果である。
- 中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ検討小委員会(2010)の経済モデルによる分析で想定された前提をベースに、経済成長率、石油価格等を2011年時点での最新のものに更新。原子力発電の想定は福島第一、第二、浜岡、耐用年数40年以上の原子炉は廃止し、稼働率65%に設定。このBAUに対して2012年に揮発油税等の当分の間の税率を廃止した場合の社会全体でのCO2排出量の増加分を試算。
- 価格弾力性は大塚・増井(2011)「エネルギー需要の価格弾力性の推定とそれに基づく将来のエネルギー需要について」を利用し、これまでの分析手法をできる限り再現した方法で更新された値を使用。
- 「運輸部門」は、ガソリン及び軽油の直接消費による二酸化炭素排出量、「その他部門」は、それ以外の商品やサービスの消費、生産活動の変化による二酸化炭素排出量。いずれも、当分の間の税率を維持した場合の排出量と比した増加分を示す。

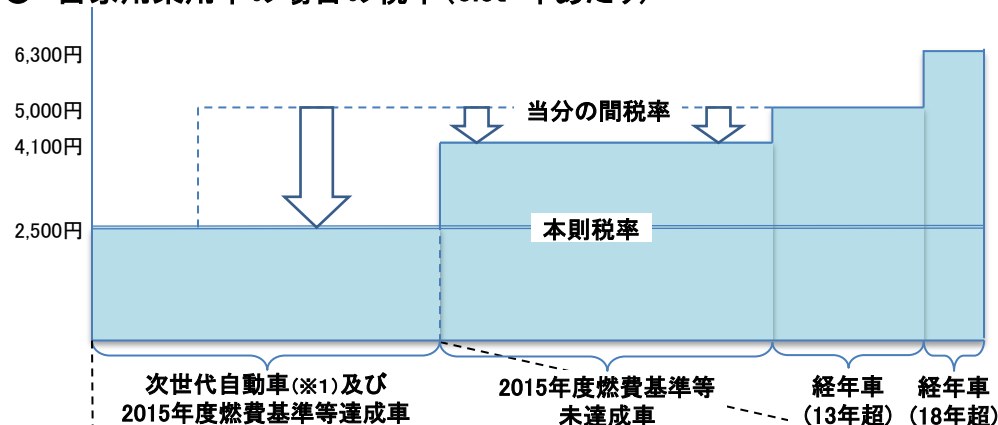
3. 車体課税関連

車体課税のグリーン化(平成24年度税制改正)

自動車重量税の見直し (エコカー減税 適用期限) ~H27.4.30

- 燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車には本則税率を適用。
- それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13年超の自動車を除き、引下げ。
- 「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、3年延長。

○ 自家用乗用車の場合の税率(0.5t・年あたり)



	車検1回目 (~3年)	車検2回目 (~5年)	車検3回目 (~7年)	車検4回目 以降
次世代自動車及び 2015年度燃費基準 +20% 等	免税	50%軽減	本則	本則
2015年度燃費基準 +10% 等	75%軽減	本則	本則	本則
2015年度燃費基準 達成 等	50%軽減	本則	本則	本則

※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、ハイブリッド自動車(2015年度燃費基準+20%超過達成のものに限る)

※2 車検証の交付等の時点において一定の燃費基準等(現時点では2015年度基準:自動車の燃費基準等の切り替えに応じ変更)を満たしている車については、本則税率を適用。

自動車取得税におけるエコカー減税 (適用期限) ~H27.3.31

- 最新の燃費基準への切り替え等を行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長。

区 分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)、ハイブリッド車(★★★★かつ2015年度燃費基準+20%達成に限る。)		非課税
ガソリン車のうち、★★★★かつ2015年度燃費基準+20%達成		
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成	75%軽減
	★★★★かつ2015年度燃費基準達成	50%軽減

※3 ★★★★★ : 2005年度排出ガス基準75%低減達成。

※4 ポスト新長期規制 : ディーゼル車等において、2009年以降に適用される排出ガス規制。

自動車税におけるグリーン化特例 (適用期限) ~H26.3.31

- 税込中立を前提としつつ、軽課における燃費基準の最新基準への切り替え等を行った上で、2年延長。

■軽課

対 象 車	内 容
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)	税率を概ね50%軽減
★★★★かつ2015年度燃費基準+20%達成	
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成	
★★★★かつ2015年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減

■重課

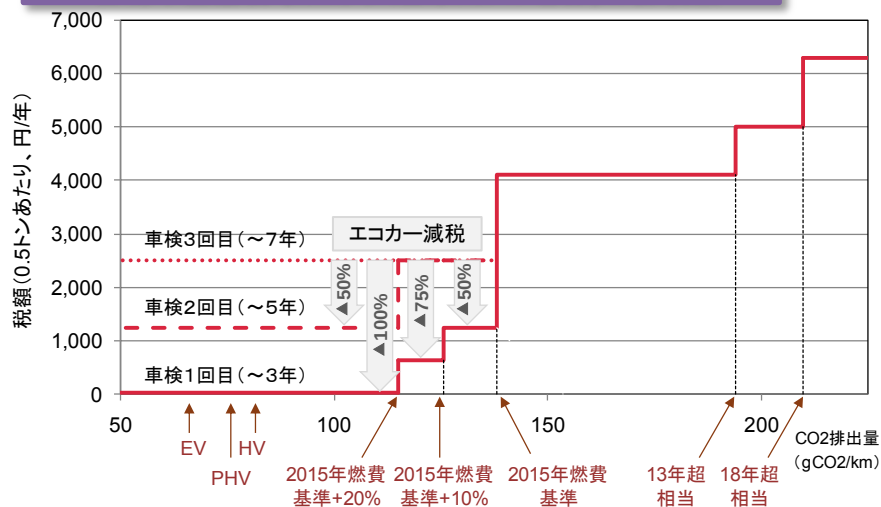
対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	税率より概ね10%重課 (毎年) 12
新車新規登録から13年を超えているガソリン車(又はLPG車)	

※5 税率の軽減は、2012年度及び2013年度の新車新規登録の翌年度1年間。

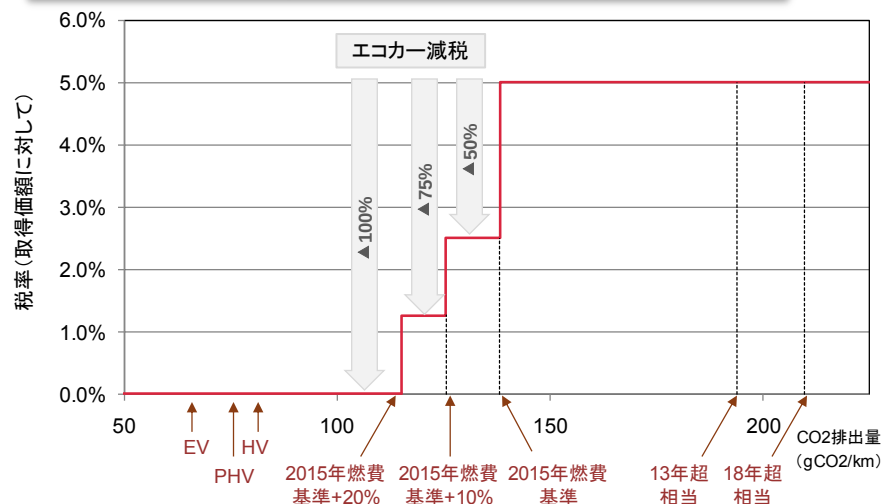
車体課税とCO2排出量の関係

- 現行の自動車重量税・自動車取得税におけるエコカー減税や、自動車税におけるグリーン化特例等により、走行距離当たりCO2排出量に一定程度応じたものとなっている。

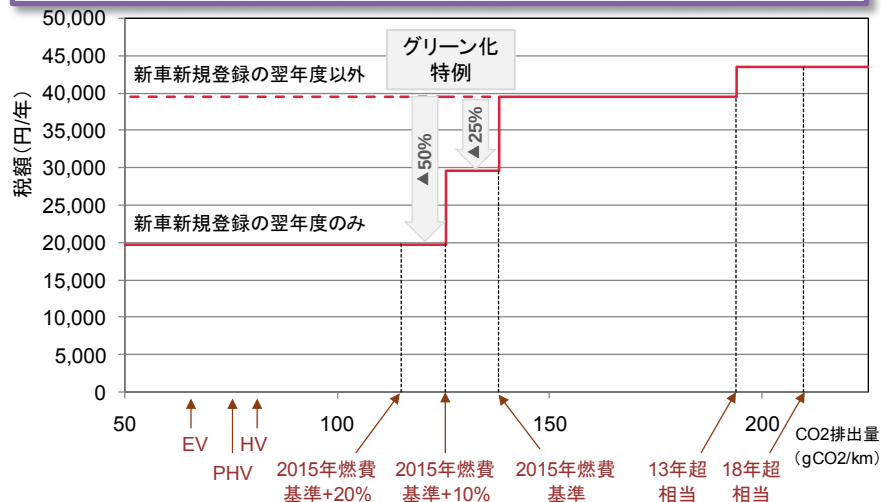
自動車重量税 [乗用車(自家用)の場合]の課税額



自動車取得税 [乗用車(自家用)の場合]の課税率



自動車税 [乗用車(自家用) 総排気量 1.5～2ℓの場合]の課税額



(注) CO2排出量の算定方法

- ・ ガソリンの排出係数 2.32 kgCO2/Lを用いてL/kmから換算。
- ・ 2015年度 燃費目標基準値は16.8km/L (JC08モード)(※1)。
- ・ 2015年度基準+10%、+20%はそれぞれ上記2015年度基準値(16.8km/L)より算定。
- ・ 13年超相当・18年超相当については、以下の関係から算定。
 - － 2015年度目標基準値は2004年度実績からの燃費改善率が23.5%(※1)。
 - － 別途ガソリン乗用車平均燃費の推移から2004年度15.0L/km、1999年度(2012年度から13年前)13.2L/km、1994年度(2012年度から18年前)12.2L/km(※1)。
- ・ HV(ハイブリッド)、PHV(プラグインハイブリッド)、EV(電気自動車)は以下の関係から算定。
 - － HV、PHV、EVのエネルギー効率はガソリン車を1とした場合、それぞれ1.75、1.85、2.11(※2)。
 - この値を2015年燃費基準との比較に適用。

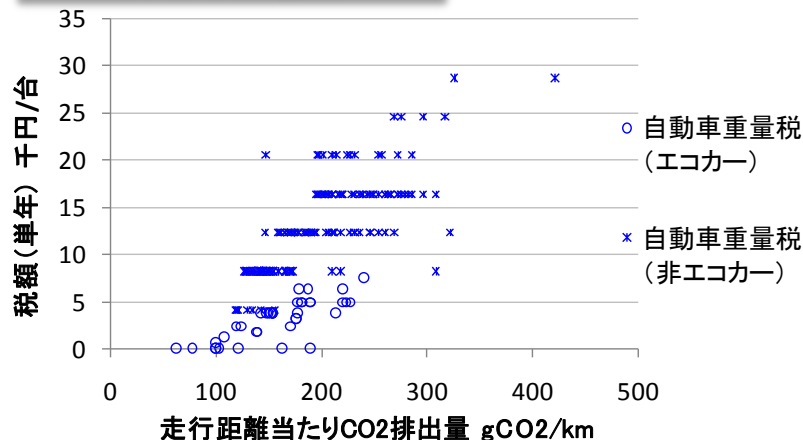
※1 総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会合同会議 最終とりまとめ(平成19年2月)

※2 中央環境審議会 地球環境部会 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会 自動車WG とりまとめ(平成24年6月)

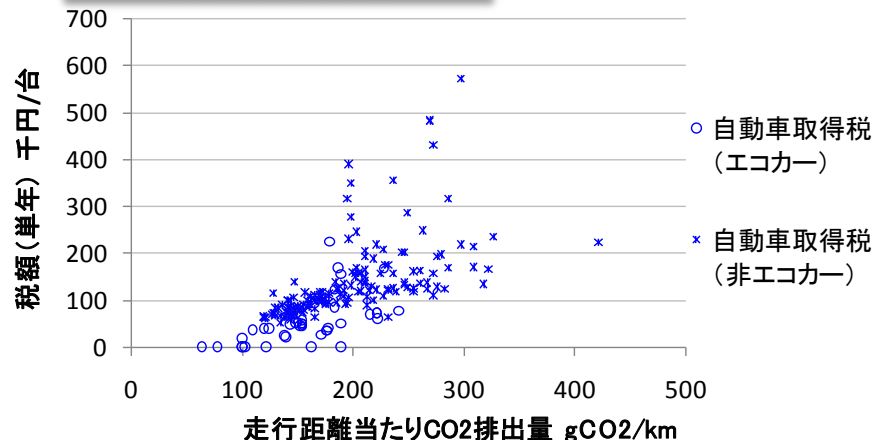
車体課税の税額と走行距離当たりCO2排出量の関係

- 自動車重量税、自動車取得税、自動車税について、走行距離当たりCO2排出量との関係を見ると、いずれもCO2排出量の増加に伴い税額も高くなる傾向(CO2比例的)。

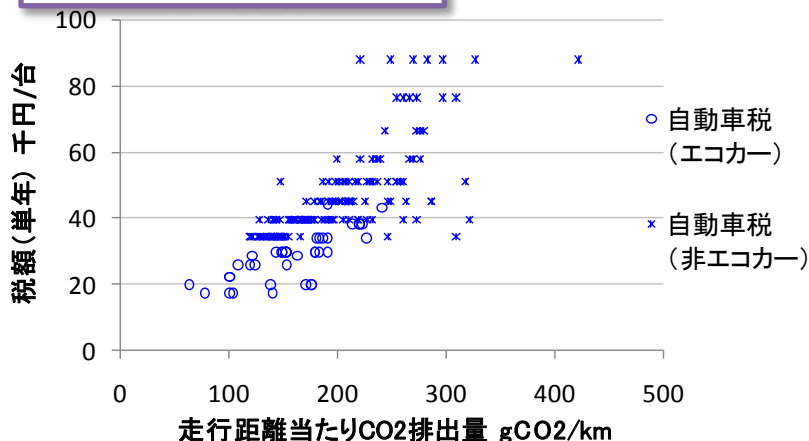
自動車重量税



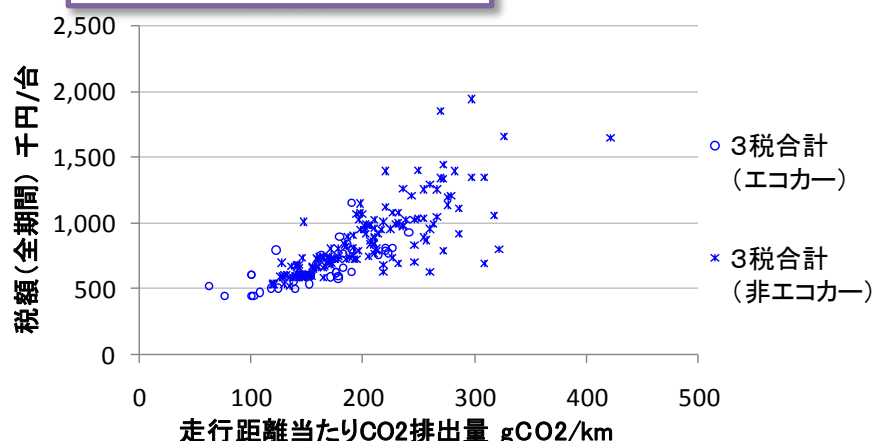
自動車取得税



自動車税



3税合計



(注1) 自動車取得税、自動車重量税、自動車税の税率は、エコカー減税、グリーン化特例等の減税措置を考慮。

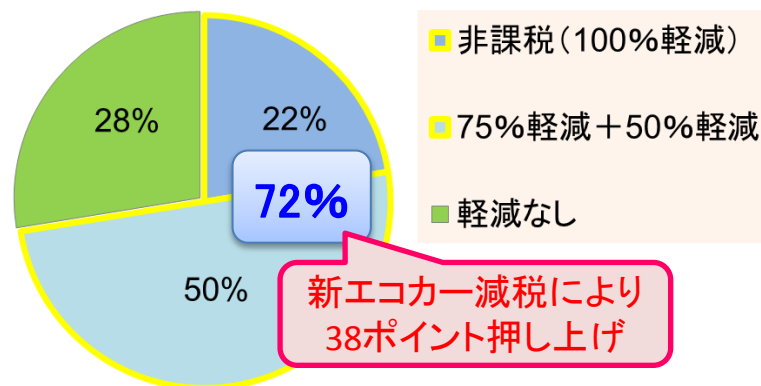
(注2) 単年とは初年度分の税収(自動車重量税のエコカー減税は初回の1/3相当と仮定)、全期間とは当該自動車の生涯にわたる税収総額を意味する。

(注3) 車種別の販売台数は2010年の新車登録台数年報に記載された値。自動車諸元(排気量、重量、燃費等)は自動車諸元表より、自動車価格については国産車価格一覧表に記載された車種毎の複数の型式の平均値をその車種の代表値として採用。年間走行距離9,120km、車齢12年と想定。なお、エコカーとはエコカー減税対象車種、非エコカーはエコカー減税非対象車種を示す。

車体課税のグリーン化による環境効果

- 平成24年度から3年間で講じられている新エコカー減税などにより、エコカー(環境性能に優れた自動車)の普及とCO₂排出量の削減が見込まれる。

新車販売に占める新エコカー減税対象車の割合(試算)



※ 新エコカー減税の価格インセンティブ効果や日本自動車工業会発表の最新販売状況等を踏まえ、減税適用期間(平成24~26年度の3年間)における新車販売台数(普通・小型乗用車)のうちエコカー減税対象車の占める割合を試算。
(みずほ情報総研)

環境先進自動車導入によるCO₂・NO_x削減効果の例

被置替車 (13年経過)※1	新エコカー減税等対象車種		
	車種名	CO ₂ 排出量	NO _x 排出量
【CO ₂ 排出量】 0.172kg/km	プリウス(トヨタ) (HV乗用)※2	0.061kg/km	0.013g/km
【NO _x 排出量】 0.25g/km	アクア(トヨタ) (HV乗用)※3	0.058kg/km	0.013g/km
	イース(ダイハツ) (軽乗用)※4	0.073kg/km	0.013g/km

※1: CO₂排出量は、99年製(新エコカー減税開始時の車齢13年経過車)の平均燃費から試算(試算に用いた燃費値はいずれも10・15モードの値)。NO_x排出量は、99年製の排出基準値。

※2: 旧エコカー減税時の最も販売台数の多い車種

※3: 現時点で最も燃費性能の優れた車種

※4: 「第3のエコカー」の例

(各社HPのデータ等を基に環境省作成)

6割前後
のCO₂削減
効果

9割以上
のNO_x削減
効果

エコカーの普及によるCO₂削減効果(試算)

新エコカー減税の
CO₂削減効果※1

新エコカー減税適用期間における
エコカーの普及によるCO₂削減量※2

約227~308万トン



約549~746万トン

※1 減税適用期間(平成24~26年度の3年間)における新エコカー減税の価格インセンティブ効果によるエコカー販売台数(普通・小型乗用車)を推計し、現行の標準性能車と比較した場合のCO₂削減量を試算。

※2 減税適用期間(平成24~26年度の3年間)におけるエコカー総販売台数(普通・小型乗用車)を推計し、経年車(現在の平均使用年数である13年を経過したもの)からの買換えが行われる場合のCO₂削減量を試算。
(みずほ情報総研)

自動車重量税収による公害健康被害患者への補償財源の確保について

- 公害患者への補償費用は、汚染者負担原則の下、公害健康被害補償法に基づき、施行時(昭和49年)以来、以下のとおり負担することとされている。
 - 大気汚染の寄与度に応じて、工場等が8割、自動車が2割の割合で負担
 - 自動車分は、その走行がもたらす社会的費用を負担する自動車重量税の税収を引き当て

公害健康被害補償制度の仕組み

ぜん息等の認定患者 約3.9万人

補償給付
(療養費・補償費等)

地方自治体

(独)環境再生保全機構

8 : 2 (90億円)

国

汚染負荷量賦課金
(359億円)

工場等
(約8,400施設)

自動車重量税

自動車

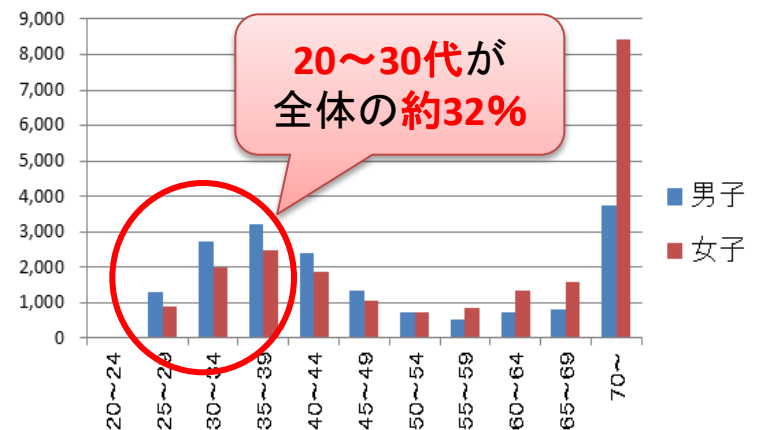
汚染原因者

(注)金額及び施設数は平成24年度確定の数字

中央環境審議会環境保健部会検討結果(平成20年1月)

自動車の走行がもたらす諸社会的費用に充てるために設けられた自動車重量税の趣旨・目的並びに昭和49年度及び昭和51年度の税率引上げに際し環境保全等の社会的要請にも十分配慮することとされた経緯に鑑み、この措置は必要な費用を公正かつ効率的に徴収し得る現実に実行可能な仕組みとして合理的なものとする。

年齢階層別・性別被認定者数(平成25年3月末現在)



4. その他環境関連税制関連

その他環境関連税制に関する指摘 ①

生物多様性国家戦略2012－2020(平成24年9月28日閣議決定)(抄)

第1部第4章第1節 基本的視点

5 社会経済における生物多様性の主流化

直接お金に換えられない生物多様性の恵みの価値を認識した上で、社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことも必要です。例えば、多くの地方自治体での導入がみられる森林環境税は、森林の生態系サービスの受益者である地域住民や法人が、水源涵養かんよう機能の発揮等の観点から、森林の保全・管理に要する経費の一部を負担する仕組みです。

第1部第4章第3節 各主体の役割と連携・協働

【地方自治体の役割】

森林や水源の保全を目的とした森林環境税などの制度が2012年4月現在、33県で導入されていますが、このような生態系サービスを社会経済的な仕組みの中に組み込んでいく取組を進めていくことは生物多様性の主流化を進める上で重要なものとなります。

第3部第1章第5節 森林

2 多様な森林づくりの推進

(具体的施策)

○ 森林によるさまざまな恩恵は広く国民が享受しており、森林の有する多面的機能の維持・増進に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要です。

森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストの負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等のさまざまな手法が存在します。地球温暖化対策に応えつつ森林・林業の再生を図っていくため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら、整理していきます。(農林水産省)

その他環境関連税制に関連する指摘 ②

循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)(抄)

第5章第2節 国内における取組

1(1)2Rの取組がより進む社会経済システムの構築

- ⑥ 長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の活用を促進する。

第5章第2節 国内における取組

5(1)廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成

- ⑧ 税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。

「今後のフロン類等対策の方向性について(意見具申)」(平成25年3月中央環境審議会)(抄)

Ⅲ. その他

Ⅱ. に挙げた対策に加え、以下の取組についても引き続き検討が必要である。

1. 経済的手法

本合同会議において、環境省が実施した調査に基づき、「冷媒メーカーへの課税」「機器メーカーによるデポジット制度」「機器メーカーによる課金制度」の各経済的手法が提示された。それぞれの手法について、適切な制度設計が行われれば関係者の回収インセンティブの向上やフロン類等対策の強化等に効果があるのではないかとの意見があった一方で、制度による回収率向上等の効果が不明瞭であることや負担の公平性が担保されないこと、過大な行政コストが発生すること等、様々な課題の指摘があった。さらに、オフセット・クレジット制度のような手法によるHFCの排出抑制に係る取組の推進等についても検討すべきとの意見もあった。経済的手法の導入についてはこれらの課題等を踏まえ、引き続き検討が必要である。

森林環境税等について

森林環境税等の税率等

団体名	名 称	課税額(超過税率)		税込 (億円)
		個人	法人	
高知県	森林環境税	500円	500円	1.7
岡山県	森づくり県民税	500円	5%	5.9
鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	1.8
島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	2.1
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	4.1
愛媛県	森林環境税	700円	7%	5.4
熊本県	水と緑の森づくり税	500円	5%	4.7
鹿児島県	森林環境税	500円	5%	4.2
岩手県	いわての森林づくり県民税	1000円	10%	7.0
福島県	森林環境税	1000円	10%	10.7
静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	9.8
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	8.5
兵庫県	県民緑税	800円	10%	24.1
奈良県	森林環境税	500円	5%	3.6
大分県	森林環境の保全のための県民税の特例	500円	5%	3.2
宮崎県	森林環境税	500円	5%	3.0
山形県	やまがた緑環境税	1000円	10%	6.5
神奈川県	水源環境保全税	約890円	-	39.0
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5～10%	3.4
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	3.7

団体名	名 称	課税額(超過税率)		税込 (億円)
		個人	法人	
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	2.6
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	8.3
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	3.7
秋田県	水と緑の森づくり税	800円	8%	4.8
茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	16.4
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	8.6
長野県	森林づくり県民税	500円	5%	6.5
福岡県	森林環境税	500円	5%	13.3
佐賀県	森林環境税	500円	5%	2.5
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	21.9
宮城県	みやぎ環境税	1200円	10%	12.5
山梨県	森林環境税	500円	5%	2.7
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1000円	10%	8.7

※1 法人の税率は均等割額に対する割合

※2 神奈川県の水源環境保全税は均等割300円+所得割0.025%

※3 富山県の水と緑の森づくり税の法人税率は、100億円超10%、50億円超7.5%、50億円以下5%

※4 税収は直近の実績額または見込額

※5 群馬県では平成26年度から「ぐんま緑の県民税」導入予定

※6 三重県では平成26年度から「みえ森と緑の県民税」導入予定

森林環境税による環境効果の例(佐賀県)

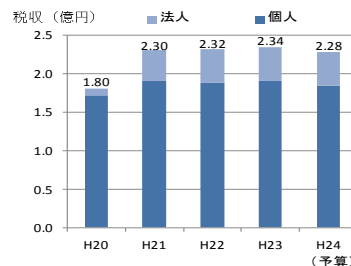
- 佐賀県では、森林環境保全を目的として「佐賀県森林環境税」を平成20年度に導入。
- 平成20～24年度の税込約11億円のうち、約8.4億円を荒廃森林再生事業(間伐等)に活用。
それによる森林の公益的機能の向上効果は約44億円で、費用対効果は約5倍と試算されている。

佐賀県森林環境税の概要

- 課税方法：県民税均等割への上乗せで課税
- 税率：個人は年額500円(個人県民税均等割額に加算)
法人は法人県民税均等割額の5%相当額(年額)
- 課税期間：導入5年間で税事業の効果検証等を実施。
現行税率で5年間延長(H25～29)。

森林環境税の税込推移と事業実績

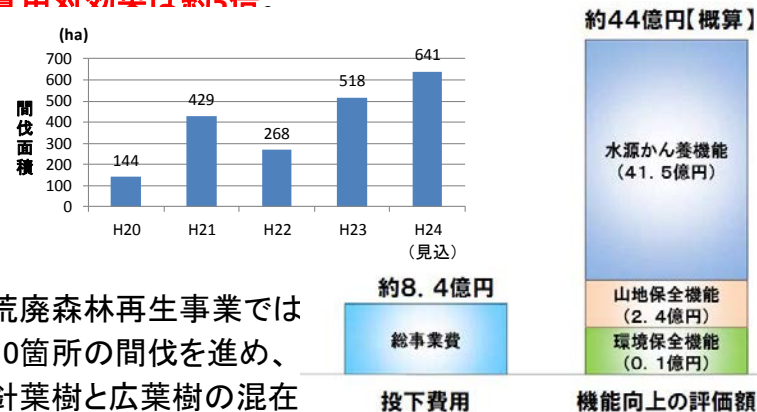
- 平成21年度以降、2.3億円前後で安定的に推移。
- 平成20～24年度の税込約11億円のうち、荒廃森林再生事業に約8.4億円、重要森林公有化等支援事業に約2.7億円を活用。



事業概要	事業費(上段、百万円)・事業量(下段、ha)			
	H20-22	H23	H24見込	合計
荒廃森林再生事業(県が荒廃した人工林の所有者に代わり強度間伐を実施)	421.2 1,043	192.5 384	223.5 573	837.1 2,000
重要森林公有化等支援事業(公益的機能が期待される森林の公有林化を進め、適切に森林管理)	209.0 235	23.2 49.4	38.0 88.3	270.3 373
県民参加の森林づくり事業(県民自らが企画・立案して取り組む「森林づくり活動」を支援)	22.4 14	10.6 5	12.0 5	45.1 24
未来へつなぐ宝の森林整備事業(県、市町等の協働により、重要な森林を維持、復元)	15.0 -	5.0 -	7.5 -	27.5 -
さかの森林再生推進事業(森林環境税等の普及啓発、県民意識の醸成などを実施)	10.1 -	4.7 -	11.2 -	26.1 -

佐賀県森林環境税の効果

- 森林環境税の税込の大半を活用した荒廃森林再生事業(8.4億円)により、5年間で2,000haの間伐を実施。それに伴う森林の公益的機能の向上効果を試算すると約44億円で、**費用対効果は約5倍**。



- 荒廃森林再生事業では10箇所の間伐を進め、針葉樹と広葉樹の混在する森林に誘導。



産業廃棄物税等について

産業廃棄物税等の税率等

(平成25年4月現在)

団体名	税目(名称)	課税客体	主な納税義務者	主な徴収方法	主な税率	税収額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設 又は最終処分場への搬入	最終処分場又は中間処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン	223
滋賀県	産業廃棄物税					39
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の 搬入	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処 分は申告納付※ ¹)	1,000円/トン	480
広島県	産業廃棄物埋立税					545
鳥取県	産業廃棄物処分場税					5
青森県	産業廃棄物税					173
岩手県	産業廃棄物税					84
秋田県	産業廃棄物税					230
奈良県	産業廃棄物税					109
山口県	産業廃棄物税					239
新潟県	産業廃棄物税					304
京都府	産業廃棄物税					61
宮城県	産業廃棄物税					453
島根県	産業廃棄物減量税					452
熊本県	産業廃棄物税					139
福島県	産業廃棄物税					473
愛知県	産業廃棄物税					704
沖縄県	産業廃棄物税					73
北海道	循環資源利用促進税					867
山形県	産業廃棄物税					202
愛媛県	資源循環促進税					291
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場へ の産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処 分は申告納付)	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	196
佐賀県	産業廃棄物税					103
長崎県	産業廃棄物税					99
大分県	産業廃棄物税					279
鹿児島県	産業廃棄物税					99
宮崎県	産業廃棄物税	最終処分場において行われ る産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン	227
福岡県 北九州市	環境未来税					1,352

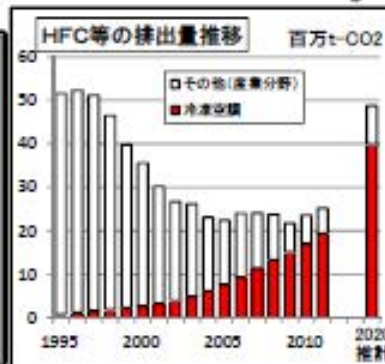
(出典)総務省「平成24年度法定外税の実施状況」に記載された内容を基に作成。税収額は平成23年度決算額。

※1 広島県、鳥取県、山口県は他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合に申告納付。

フロン類対策の一層の推進について(フロン法改正の概要)

フロン類対策の現状

- ・オゾン層破壊効果を持つフロン類(CFC等)は着実に削減。
- ・他方、高い温室効果を持つフロン類等(HFC等)の排出量が急増。10年後には現在の2倍以上となる見通し。
- ・現行のフロン法によるフロン廃棄時回収率は3割で推移。加えて、機器使用時の漏えいも判明。
- ・国際的にも規制強化の動き。



対策強化後

フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策に。各段階の当事者に「判断の基準」遵守を求める等の取組を促す。

- (1) フロン類製造輸入業者
フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減
- (2) フロン類使用製品(冷凍空調機器等)製造輸入業者
製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWP製品へ転換
- (3) 冷凍空調機器ユーザー
定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表
- (4) その他
登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

現行フロン法では、特定機器の使用済フロン類の回収・破壊のみが制度の対象。



※GWP=地球温暖化係数

